

## 九州看護福祉大学内部質保証の方針

九州看護福祉大学(以下「本学」という。)は、本学の理念や目的を実現するため、以下の方針を定めて内部質保証を推進する。

### 1.基本方針

- (1)本学の教育、研究、社会貢献及び大学運営等の諸活動について不断に点検及び評価並びに改善に取り組み、教育研究の質が適切な水準にあることを自らの責任において示していくための恒常的・継続的活動を実施する。
- (2)自己点検・自己評価は、大学機関別認証評価機関が定める基準に準拠して毎年度実施する。
- (3)3つのポリシーの達成状況と学修成果・教育成果を把握し、学修者本位の教育の充実を図るため、アセスメント・ポリシーによる点検・評価を実施する。
- (4)IR室で収集・分析される教育研究及び学生支援等の関連データを活用した点検・評価を実施する。
- (5)学生や学外関係者の意見・要望を聴取し、教育研究や大学運営の改善・向上に生かす。
- (6)内部質保証の結果を全ての教職員が共有することに努める。
- (7)学外に点検・評価結果を公表することで社会に対する説明責任を果たす。

### 2.組織

#### (1)内部質保証推進会議

大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、本学の目的及び教育研究上の目的を検証するため、全学的な点検・評価及び改善活動に対する検証・改善指示を行う。

#### (2)自己点検・自己評価委員会

内部質保証推進会議の下に置き、全学的な点検・評価及び改善活動を統括する。

#### (3)教育課程編成方針策定会議

アセスメント・ポリシーに基づく機関レベルでの点検・評価を実施し、教育課程の編成及び実施について検討する。

#### (4)IR室

教育研究及び学生支援等に関する諸情報の収集と分析を統合的に行う。

#### (5)各種学内組織との連携 ※「九州看護福祉大学における内部質保証システム体系図」参照

内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)は、自己点検・自己評価委員会(以下「評価委員会」という。)及び教育課程編成方針策定会議をはじめとする部局等(各学科、センター、委員会等)と連携し、PDCAのサイクルを適切に機能させることにより、自己点検・評価及び本学諸活動の質の維持・向上を図る。

### 3. 手続き

内部質保証に係る自己点検及び評価の手続きは、次のとおりとする。

- ① 推進会議は、内部質保証の基本方針及び計画に基づき、評価委員会に対して、自己点検及び評価の実施を指示する。
  - ② 評価委員会は、自己点検・自己評価の基本方針に基づき、部局等に対して、それぞれの活動に関するPDCA表又は認証評価指摘事項への改善報告書の記入を指示する。
  - ③ IR室は、部局等から提出されたアンケート・収集データの分析を行い、推進会議及び部局等へ分析結果を報告する。
  - ④ 部局等は、自身の活動あるいはIR室によるアンケート・収集データ等の分析結果を用いて自己点検・評価を行い、改善事項を整理した上でPDCA表を記入し、又は認証評価指摘事項への改善報告を記入して、評価委員会へ報告する。
  - ⑤ 評価委員会は、本学の自己点検及び評価活動を総括し、自己点検・評価報告書を作成する。推進会議への報告及び承認を経て学外へ公表する。
  - ⑥ 推進会議は、内部質保証の方針に基づき自己点検・評価報告書を検証し、部局等からの改善事項に意見を添えて、部局等に対し改善措置を指示する。
  - ⑦ 改善指示を受けた部局等は、当該事項について改善を行い、その改善結果又は改善計画を推進会議へ報告する。
  - ⑧ 推進会議は、部局等から報告された改善報告又は改善計画について改善状況を検証し、必要に応じて学外に公表する。
- ※3つのポリシーの達成状況と学修成果・教育成果の点検・評価は、「九州看護福祉大学アセスメントプラン」に基づき実施する。

### 4. 行動指針及び留意事項

- (1) 本学の理念・方針、目的の他、中期経営計画及びそれに基づく単年度事業計画並びに3つのポリシーを、教育、研究及び社会貢献並びに大学運営等、本学の諸活動の行動指針とする。
- (2) 大学機関別認証評価での指摘事項をはじめとする、自己点検・評価活動における改善事項のうち改善を継続するものについては、単年度事業計画及び中期経営計画に反映する。

### 5. 情報の共有と公表

- (1) 評価及び改善等に関する情報について学内で共有する。
- (2) 内部質保証に関する情報を積極的に学外に公表することで、学生や学外関係者の理解や支持が得られるよう説明責任を果たす。また、教育研究活動等の改善・向上の状況についての透明性を担保する。

## 6.内部質保証システムの検証

内部質保証システムの維持・向上を図るため、推進会議において不断に有効性や効率性を検証するとともに客観性や妥当性を確保する観点から、必要に応じて本学の学生及び学外の有識者から意見を聴取し、改善に努める。

(2026.3.25)